ほーめっと（戸塚区在宅療養連絡会）会則〔改定案〕

第１条〔名称〕
本会は「ほーめっと」と称する〔「戸塚区在宅療養連絡会」＝ホーム・メディカル・戸塚のそれぞれの頭文字に由来する〕。（以下、「本会」と略す。）

第２条〔目的〕
本会は、在宅療養に携わるすべての職種（多職種）が協力・連携することを基礎として、おもに戸塚区において、在宅療養のとりくみを前進させ、その充実化をはかることを目的とする。

第３条〔会員〕
本会は、前条に記した本会の目的に賛同する個人をもって構成する。入会申し込みをおこない、会費を支払うことによって、会員としての登録がおこなわれる。

第４条〔組織機構・運営〕
・本会に、幹事会をおき、この幹事会が会務の中核を担う。幹事は総会において選出し承認する。その人数および任期は３年とし、再選は妨げない。
・幹事は協力団体のなかから選出することも妨げない。
・幹事のなかから互選によって幹事を選出し総会で承認する幹事は、代表（1 名）・副代表（３名）・会計（1～2 名）・書記（2～４名）から成り、その者たちが幹事会を構成する。幹事会は、日常不断に意志一致をはかることによって、幹事会会務の恒常的かつ中心的な活動を担う。

第５条〔会計監査〕
会計監査員は総会で１名以上を選出し承認を得る。会計監査員は、運営幹事による兼務はもとより、幹事による兼務もできない。会計の執行状況を監査することを職務とする。

第６条〔協力・賛助の体制〕
・本会は、その「協力団体」を募る。本会設立の主旨および目的に賛同していただき、金銭的・物品的・人的支援のいずれかもしくはすべての面において支援を得られることがその要件となる。まず当該団体が本会の協力団体になることを幹事会で承認を得たうえ、総会にて報告するものとする。
・逆にほーめっとが他の諸団体の協力団体となるにあたっては、本会の総会にてその承認を得るものとする。
・また本会は、本会の「賛助団体」を募る。本会設立の主旨および目的に賛同していただき、賛助金の提供というかたちで支援を得られることがその要件となる。これも当該団体・事業所等を幹事会で承認を得たうえ、総会にて報告するものとする。

第７条〔会費〕

・会費は年度ごとに徴収し、一年度は４月１日から翌年３月３１日までとする。
・会費は会員一人につき、一年度当たり 1,000 円とする。
・なお、協力団体（に属する会員）の会費に関する特例措置については、幹事会もしくは幹事会で決定し総会で報告するものとする。

第８条〔活動内容〕

本会は、次の活動を行なう。

（１）在宅療養に関する研修
（２）在宅療養に携わるすべての職種に属する者相互の情報交換と連絡調整
（３）戸塚区福祉保健センターとの連絡調整および連携
（４）戸塚区内の地域包括支援センターとの連絡調整および連携
（５）その他、在宅療養に関する啓発活動
（6）ホームページの運営

第９条〔総会・定例会・研究会・研修・会合〕

・本会は年１回以上の総会を開催する。総会は本会の最高の意志決定機関であり、そこにおいて、幹事会より活動報告・会計報告を行うとともに、会則改正・会費変更・幹事の選任・運営指針に関する確認等を行う。総会は、会員の過半数の出席（委任を含む）をもって成立する。総会議事は、出席者の過半数をもって決する。
・定例会は年３回を目安にして開催する。
・また、定例会とは別に小規模の研究会・研修や会合等は適宜行う。
・これらの催しものをもつときには、主催形式が単独主催であるか共催(資金的・物品的・人的協力が必須要件となる)であるかの確定、協力支援団体および個人の募集・確定等を行うものとする。

第 10 条〔会計〕

本会の運営は、第７条に記した会費をもって充てる。また、その他以下の収入をも経理上の支えとする。

・協力団体からの「協力金」
・賛助団体からの「賛助金」
・ホームページ関連における「広告収入」
・「寄付」

第１１条〔個人情報〕

会員の個人情報は、第８条に記した活動の遂行においてのみ使用する。

第１２条〔会の所在地〕

本会の連絡所在地を以下とする。

あい薬局　居宅介護支援事業部
〒244-0002　横浜市戸塚区矢部町 240
TEL：045-881-8855
FAX：045-382-9201

附則

１．本会則は平成 23 年８月 26 日から施行する。

２．本会則の一部を改訂し、総会承認後より施行。

【改定前会則】

第４条〔組織機構・運営〕

・本会に、幹事会をおき、この幹事会が会務の中核を担う。幹事は総会において選出し承認する。その人数および任期は特段定めない。

・幹事は協力団体のなかから選出することも妨げない。

・幹事のなかから互選によって運営幹事を選出し総会で承認する。運営幹事は、代表・副代表（1～３名）・会計（1～2 名）・書記（2～４名）から成り、その者たちが運営幹事会を構成する。運営幹事会は、日常不断に意志一致をはかることによって、幹事会会務の恒常的かつ中心的な活動を担う。

第６条〔協力・賛助の体制〕

・本会は、その「協力団体」を募る。本会設立の主旨および目的に賛同していただき、金銭的・物品的・人的支援のいずれかもしくはすべての面において支援を得られることがその要件となる。まず当該団体が本会の協力団体になることの組織的な決定をすることを受け、そのうえで本会の総会にてその承認を得るものとする。

・逆にほーめっとが他の諸団体の協力団体となるにあたっては、本会の総会にてその承認を得るものとする。

・また本会は、本会の「賛助団体」を募る。本会設立の主旨および目的に賛同していただき、賛助金の提供というかたちで支援を得られることがその要件となる。これも当該団体・事業所等の組織的な決定を受けたうえで、総会にて承認を得るものとする。

第９条〔総会・定例会・研究会・研修・会合〕

・本会は年１回以上の総会を開催する。総会は本会の最高の意志決定機関であり、そこにおいて、幹事会より活動報告・会計報告を行うとともに、会則改正・会費変更・幹事の選任・運営指針に関する確認等を行う。総会は、会員の過半数の出席（委任を含む）をもって成立する。総会議事は、出席者の過半数をもって決する。

・定例会は年２回を目安にして開催する。

・また、定例会とは別に小規模の研究会・研修や会合等は適宜行う。

・これらの催しものをもつときには、主催形式が単独主催であるか共催(資金的・物品的・人的協力が必須要件となる)であるかの確定、協力支援団体の募集・確定等を行うものとする。

第 10 条〔会計〕

本会の運営は、第７条に記した会費をもって充てる。また、その他以下の収入をも経理上の支えとする。

・協力団体からの「協力金」

・賛助団体からの「賛助金」

・ホームページにおける「バナー広告収入」

・「寄付」

第１２条〔会の所在地〕

本会の連絡所在地を当面のあいだ以下とする。

小規模多機能ホーム　パンジー

〒244-0812　横浜市戸塚区柏尾町 1029-1

TEL：045-828-5045

FAX：045-828-5046

第１３条　施行期日　削除

この規約は、平成　年　月　日から施行する。